

大阪市此花区役所住民情報業務等委託にかかる
徴収及び収納事務委託契約にかかる特記事項

第1条 発注者は、受注者に対し、「大阪市此花区役所住民情報業務等委託」にかかる証明書発行手数料その他事務手数料（以下「手数料」という。）の徴収及び収納に関する事務を委託する。

第2条 受注者は、発注者の委託を受けて、誠実に手数料の徴収及び収納事務を行わなければならない。

第3条 受注者は、手数料を収納したときは、原則として翌日（金融機関が営業していない日については翌金融機関営業日）までに発注者の指定する納付書により、大阪市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

2 当該年度末に徴収した手数料は、翌年度となっても、徴収した日を基準として、受注者が大阪市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

第4条 受注者は、発注者に対し、毎月の収入状況月報を翌月10日までに提出しなければならない。

2 受注者は、業務が検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、検査の完了を業務の完了とみなす。

第5条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者の手数料の徴収及び収納事務の状況について検査し、又は関係書類その他の会計帳簿等の提出を求め、若しくはこれを閲覧することができる。

第6条 手数料の徴収及び収納に関する書類の保存期間は、納付の日の属する年度の翌年度4月1日から起算して、5年間とする。

第7条 委託期間中における手数料の納付期限の設定及び徴収の方法の変更については、発注者の指示に従うこと。